

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 青色申告承認取消処分等取消請求及び損害賠償請求事件

国側当事者・国（豊島税務署長事務承継者芝税務署長）

令和3年12月16日却下・棄却・確定

判 決

原告 X
被告 国
同代表者法務大臣 古川 禎久
処分行政庁 豊島税務署長事務継承者
芝税務署長
小原 清志
指定代理人 別紙1指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、差押処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 豊島税務署長が平成23年12月15日付けで原告に対してした別紙2物件目録記載の各不動産に係る原告の共有持分各3分の1を差し押さえる旨の処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、1344万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、別紙2物件目録記載の土地及び建物（以下「本件各不動産」といい、各不動産を個別に示すときは同目録の番号に従って「本件不動産1」などという。）につき各3分の1の共有持分（以下「本件持分」という。）を有する原告が、豊島税務署長（当時の処分行政庁）から本件持分を差し押さえる旨の処分（以下「本件差押処分」という。）を受けたことから、被告を相手に本件差押処分の取消しを求めるとともに（以下「本件取消しの訴え」という。）、本件差押処分により、差押期間中に原告が得られたはずの本件各不動産に係る賃料収入総額1334万円（賃料月額12万円として平成24年2月から令和3年5月までの112か月間分）相当の損害を被ったなどと主張して、被告に対し国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償を求める（以下「本件国賠請求」という。）事案である。なお、後記2（3）アのとおり、原告の納税地の異動により現在の処分行政庁は芝税務署長となっている。

1 関係法令

別紙3-1・2記載のとおりである。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠〔書証番号は特記しない限り枝番を含む。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 関係者及び本件各不動産について

ア 本件各不動産は、平成7年12月●日当時、原告の父であるA（以下「A」という。）が所有していた。Aは、同日死亡し、その法定相続人は、長男である原告、二男であるB及び三男であるC（以下、B及びCを併せて「本件共同相続人ら」という。）の3名であった（乙6、10）。

イ 原告及び本件共同相続人らは、Aの死亡により相続が開始した平成7年12月●日以降、本件各不動産のうち、相続の開始の当時に登記記録上はAが所有権の登記名義人であった本件各不動産（本件不動産5を除く。）については相続を原因とする所有権の移転の登記の申請をしておらず、相続開始の当時に登記記録上はAが表題部所有者であった本件不動産5（建物）については所有権の保存の登記の申請をしていなかった（乙6、10）。

(2) 本件差押処分までの経緯

ア 練馬東税務署長は、原告が、平成12年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税について、その納期限である同年8月31日までに完納しないことから、同年10月26日、国税通則法（以下「通則法」という。）37条1項に基づき、督促状により同税73万7200円の納付を督促した（乙1）。

イ 練馬東税務署長は、原告が、法定納期限（平成14年3月15日）の後である同年11月27日提出の平成13年分の所得税の確定申告書（甲4。期限後申告書。以下、当該申告書による確定申告を「本件確定申告」という。）により確定した納付すべき所得税を、その納期限である同日までに完納しないことから、同年12月25日、通則法37条1項に基づき、督促状により同税63万7900円の納付を督促した（乙2）。

ウ 練馬東税務署長は、平成14年12月27日、原告に対し、本件確定申告の所得税に係る無申告加算税を決定した。同税務署長は、原告が同加算税を、その納期限である平成15年1月27日までに完納しないことから、同年2月25日、通則法37条1項に基づき、督促状により同加算税3万1500円の納付を督促した。（乙3）

エ 原告の納税地の異動により、平成15年3月13日、原告の滞納国税等に係る徴収の所轄庁は、練馬東税務署長から豊島税務署長となった（乙4。通則法43条1項）。

オ 豊島税務署長は、平成23年12月15日付けで、上記アからウまでの国税並びに上記ア及びイの国税に係る延滞税（以下、これらの国税及び延滞税を併せて「本件滞納国税」という。同日現在における滞納税額は別紙4租税債権目録記載のとおりである。）を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項に基づき、本件各不動産に係る原告の共有持分（本件持分）に対する差押処分（本件差押処分）をし、同処分に係る差押書は、同月22日、原告に送達された（甲8、乙5）。

カ 豊島税務署長は、本件差押処分に際し、本件各不動産が、前記（1）イのとおりA名義のままであったことから、平成24年1月4日、同処分を代位原因として、原告に代わって、本件各不動産（本件不動産5を除く。）については平成7年12月●日相続を原因とし、共有者を原告及び本件共同相続人らとする所有権移転の登記を嘱託するとともに、本件不動産5（建物）については共有者を原告及び本件共同相続人らとする所有権保存の登記を嘱託した上で（以下、これらの嘱託に係る登記を「本件各代位登記」という。）、本

件各不動産の本件持分につき、本件差押処分に係る差押えの登記の嘱託をした（以下、この嘱託に係る登記を「本件各差押登記」という。）。（乙6）

（3）先行する訴訟の経緯

ア 原告は、平成24年2月7日、豊島税務署長に対し、本件差押処分の取消しを求めて異議申立てをし（乙7）、同税務署長は、同月22日付けで、同異議申立てを却下する旨の決定をした（乙8）。

イ 原告は、平成24年3月12日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分の取消しを求めて審査請求をし（乙9）、同所長は、同年11月28日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をし（甲8）、本件裁決に係る裁決書謄本はその頃原告に送達された（弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、平成25年6月3日、被告を相手に、本件差押処分の取消しを求める訴訟を提起した（東京地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号。以下「前訴」という。）。前訴において、原告は、①原告は本件各不動産について共有持分を有していない、②原告はこれまで豊島税務署の職員に対し本件滞納国税につき納付したくてもできない旨を説明してきたのに豊島税務署長は原告に無断で本件各代位登記及び本件各差押登記をして本件差押処分をした、③本件各不動産はA家の血縁者一同の共有物であるとの認識であるところ、豊島税務署長は、血縁者一同の同意を得ずに本件差押処分をした、などとして本件差押処分は違法であると主張したが、東京地方裁判所は、平成26年2月12日、本件差押処分は適法であるとして原告の請求を棄却する判決を言い渡した。（乙10。以下「前訴判決」という。）

エ 前訴判決は、平成26年2月28日の経過により確定した（弁論の全趣旨）。

（4）本件訴訟に至るまでの経緯

ア 原告の納税地の異動により、平成28年11月30日、原告の滞納国税等に係る徴収の所轄庁は、豊島税務署長から芝税務署長となった（乙11。通則法43条1項）。

イ 原告は、令和2年10月29日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分の取消しを求めて審査請求を行い（甲10）、同所長は、令和3年1月15日付けで、通則法上同一の処分について重ねて審査請求をすることはできず、既に裁決（本件裁決）がされた原処分（本件差押処分）の取消しを求める同審査請求は不適法であるから却下する旨の裁決をした（甲11）。

ウ 原告は、令和3年6月7日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 争点

- （1）本件取消しの訴えの適法性
- （2）本件差押処分に国賠法1条1項所定の違法があるか。

4 争点に関する当事者の主張の要旨

別紙5記載のとおり。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件取消しの訴えは出訴期間経過後に提起されたもので不適法であるから却下すべきであり、本件国賠請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 争点（1）（本件取消しの訴えの適法性）について

(1) 行政事件訴訟法14条3項は、処分につき審査請求をした者については、これに対する裁判があったことを知った日から6か月を経過したとき又は当該裁判の日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、当該処分に係る取消訴訟を提起することはできない旨を定めている。

(2) 前提事実(3)及び(4)のとおり、原告は、本件差押処分を不服として平成24年3月12日に審査請求をし、同年11月28日付けで同審査請求を棄却する旨の裁判(本件裁判)を受け、その裁判書の送達がされてから1年以上経過した令和3年6月7日に本件訴訟を提起したものであり、この間の経緯を踏まえても、原告が出訴期間を遵守することができなかったことにつき正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件取消しの訴えは不合法であるというほかなく、却下すべきものである。

2 争点(2) (本件差押処分に国賠法1条1項所定の違法があるか。)について

(1) 前訴は、原告が被告を相手に本件差押処分の取消しを求めるものであるところ、前訴判決は、本件差押処分は適法であるとして原告の請求を棄却し、同判決は確定している(前提事実(3)ウ、エ)。

取消訴訟における訴訟物は処分の違法一般と解すべきであり、取消訴訟において請求を棄却する旨の確定判決の既判力は、同訴訟において攻撃防御の対象とされた違法事由の存否にとどまらず、その訴訟物であるところの処分の違法一般について生じるものと解すべきである。そうすると、前訴判決で本件差押処分につき適法であるとされ、同判決が確定した以上、その既判力により、本件訴訟においても、本件差押処分が違法であることを前提とした判断はできないものというべきである。そうである以上、本件差押処分の違法を前提とする原告の主張には理由がないことが明らかである。

(2) なお、原告は、本件差押処分後に豊島税務署の職員に対し、本件差押処分の対象となった本件各不動産と原告名義の釧路市内の土地とを差し替える(本件差押処分を撤回し、その代わりに釧路市内の土地につき差押処分をする)よう申し入れたが応じてもらえなかったなどとして、豊島税務署長又は芝税務署長において本件差押処分を撤回せず存続させていることが違法であると主張しているようにも解される。

徴収法79条2項2号は、滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたときは、徴収職員(税務署長)は差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができるとしているところ、滞納者が提供する他の財産が「差し押さえることができる適当な財産」に該当するかどうかの判断や、これに該当する場合に当該財産を差し押さえることとして差押財産の差押えを解除するかどうかの判断は、税務署長の合理的な裁量に委ねられているものというべきである。そして、本件において、豊島税務署長又は芝税務署長が原告の申出に係る釧路市内の土地の差押えをせず、本件各不動産に係る差押えの解除をしなかったことに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとの事情はうかがわれなから、これらの行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されるものではない。そのほか、豊島税務署長又は芝税務署長において本件差押処分を撤回せず存続させていることが違法であると評価すべき事情は認められないから、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 以上のとおり、本件差押処分の違法をいう原告の主張は失当であり、同処分を撤回せず維持する豊島税務署長又は芝税務署長の行為についても国賠法1条1項所定の違法があるとは

認められないから、本件国賠請求は理由がない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、本件取消しの訴えは不適法であるからこれを却下することとし、本件国賠請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 釜村 健太

裁判官 溝渕 章展

(別紙1)

指定代理人目録

芳村 信夫、滝澤 知弘、今中 暉、加藤 良典、日置 和広

以上

○国税徴収法

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。
- 二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2～3（略）

(不動産の差押の手續及び効力発生時期)

第六十八条 不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。））、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

- 2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。
- 3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に囑託しなければならない。
- 4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。
- 5（略）

(差押えの解除の要件)

第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。

- 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
 - 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。
- 2 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。
- 一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。
 - 二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。
 - 三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

○国税通則法

(督促)

第三十七条 納税者がその国税を第三十五条（申告納税方式による国税の納付）又は前条第二項の納期限（予定納税に係る所得税については、所得税法第百四条第一項、第百七条第一項又は第百十五条（予定納税額の納付）（これらの規定を同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。）までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一 次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第百五十九条（保全差押）の規定の適用を受けた国税

二 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税

2～3（略）

(国税の徴収の所轄庁)

第四十三条 国税の徴収は、その徴収に係る処分におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行う。ただし、保税地域からの引取りに係る消費税等その他税関長が課する消費税等又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべきものを除き、その滞納処分費を含む。）については、これらの国税の納税地を所轄する税関長が行う。

2～5（略）

争点に関する当事者の主張の要旨

1 争点(1) (本件取消しの訴えの適法性) について

(原告の主張の要旨)

本件取消しの訴えは適法である。

(被告の主張の要旨)

行政事件訴訟法14条3項は、処分につき審査請求をした者については、これに対する裁決があったことを知った日から6か月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、当該処分に係る取消訴訟を提起することはできない旨定めているところ、本件取消しの訴えは、本件差押処分についての審査請求に対する本件裁決(平成24年11月28日付け)がされてから1年を経過した後に提起されたものであることが明らかである。

したがって、本件取消しの訴えは、出訴期間を経過した後に提起されたものであるから、不適法なものである。

2 争点(2) (本件差押処分に国賠法1条1項所定の違法があるか) について

(原告の主張の要旨)

本件確定申告は、原告の長男が、原告に無断で相談もなく、原告の印鑑を使ってしたものであるところ、原告の事業破綻した会社に対する累積貸倒金約4000万円が欠落していた。原告は税務署に対し修正申告を申し出たが、応じてもらえなかった。

A名義の本件各不動産については、突然、原告や本件共同相続人らに相談なく名義変更され、本件持分に対し本件差押処分がされた。本件各不動産のうち建物は空き家になっており、原告はかねて本件各不動産を賃貸に出して賃料収入を得ようと不動産業者に依頼しており、賃料月12万円で借り手もついていたが、本件差押処分により破談となった。原告は豊島税務署に対し、原告名義の釧路市内の土地との差替を申し出たが、応じてもらえなかった。

(被告の主張の要旨)

本件差押処分については、原告と被告との間の訴訟(前訴)において、これを適法とする前訴判決が確定しており、その既判力により、原告は、本件差押処分が違法であることを主張することはできず、本件訴訟が係属する裁判所も、前訴判決に拘束され、本件差押処分が違法であるとの判断をすることはできない。

国賠法1条1項の違法とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対し負担する職務上の法的義務に違反することをいうところ、本件差押処分については、前訴判決により、同処分が違法ではないこと(処分要件を充足して適法であること)が既判力をもって確定しており、そうである以上、税務署長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件差押処分をしたと評価することはできない。

したがって、本件差押処分については、税務署長の原告に対する職務上の法的義務違反を觀念することはできず、これが国賠法1条1項の適用上違法と評価される余地はない。

以上

別紙2、別紙4 省略